

## ニチアス健康保険組合並びに加入事業主が共同で実施する健康診査事業における個人情報の共同利用の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ニチアス健康保険組合では、定期健康診査及び特定健診診査（以下「健診」という。）・特定保健指導事業について、加入事業主と共同で実施し、健診・特定保健指導データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

### 1. 加入事業主との健診・特定保健指導事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員等）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業主とともに、健診・特定保健指導事業を共同実施しております。

### 2. 共同利用する健診・特定保健指導データ項目について

健診に係る氏名、生年月日、事業所名、所属、社員番号、受診日、業務歴、既往歴、自覚症状、他覚症状、問診に係る項目、検査項目【身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力、血圧、心電図、胸部X線、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOP、GPT、 $\gamma$ -GTP、空腹時血糖、血色素、赤血球数、尿糖、尿蛋白、尿酸、ヘマトクリット値、HbA1c、眼底検査、胃部X線、便潜血】、実施機関名、実施機関所在地、相談・指導内容、医師判定、所見、メタボリックシンドロームに係る判定結果、特定保健指導レベル、特定保健指導内容

### 3. 健診・特定保健指導データを共同利用する者の範囲について

（当組合）保健事業責任者及び担当者  
（事業所）健診実施責任者及び担当者

### 4. 健診・特定保健指導データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における従業員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、従業員等が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨および高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条、第 24 条に基づき、各事業主とともに被保険者の健康の保持・増進に努めます。

**5. 健診・特定保健指導データの管理責任者名（もしくは名称）について**

（当組合） 常務理事

（事業所） 事業主